

町立保育所保育料（特定地域型保育事業-2、3号保育認定保護者）

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		月額			
階層区分	定義	保育標準時間		保育短時間	
		3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上
1	被保護世帯等	0円	0円	0円	0円
2	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの保育料等の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの保育料等の算定にあつては当該年度分の	0円	0円	0円	0円
3	市町村民税所得割額24,300円未満	12,000円(11時間保育)	0円	6,000円	0円
		11,000円(10時間半保育)	0円		
		10,000円(10時間保育)	0円		
		9,000円(9時間半保育)	0円		
		8,000円(9時間保育)	0円		
		7,000円(8時間半保育)	0円		
4	市町村民税所得割額48,600円未満	17,000円(11時間保育)	0円	11,000円	0円
		16,000円(10時間半保育)	0円		
		15,000円(10時間保育)	0円		
		14,000円(9時間半保育)	0円		
		13,000円(9時間保育)	0円		
		12,000円(8時間半保育)	0円		

5	市町村民税所得割 額72,800円未満	22,000円(11時 間保育)	0円	16,000円	0円
		21,000円(10時 間半保育)	0円		
		20,000円(10時 間保育)	0円		
		19,000円(9時間 半保育)	0円		
		18,000円(9時間 保育)	0円		
		17,000円(8時間 半保育)	0円		
6	市町村民税所得割 額97,000円未満	26,000円(11時 間保育)	0円	20,000円	0円
		25,000円(10時 間半保育)	0円		
		24,000円(10時 間保育)	0円		
		23,000円(9時間 半保育)	0円		
		22,000円(9時間 保育)	0円		
		21,000円(8時間 半保育)	0円		
7	市町村民税所得割 額133,000円未満	35,000円(11時 間保育)	0円	29,000円	0円
		34,000円(10時 間半保育)	0円		
		33,000円(10時 間保育)	0円		
		32,000円(9時間 半保育)	0円		

			31,000円(9時間 保育)	0円		
			30,000円(8時間 半保育)	0円		
8	市町村民税所得割 額169,000円未満	44,000円(11時 間保育)	0円	38,000円	0円	
		43,000円(10時 間半保育)	0円			
		42,000円(10時 間保育)	0円			
		41,000円(9時間 半保育)	0円			
		40,000円(9時間 保育)	0円			
		39,000円(8時間 半保育)	0円			
9	市町村民税所得割 額301,000円未満	46,000円(11時 間保育)	0円	40,000円	0円	
		45,000円(10時 間半保育)	0円			
		44,000円(10時 間保育)	0円			
		43,000円(9時間 半保育)	0円			
		42,000円(9時間 保育)	0円			
		41,000円(8時間 半保育)	0円			
10	市町村民税所得割 額397,000円未満	47,000円(11時 間保育)	0円	41,000円	0円	
		46,000円(10時 間半保育)	0円			

			45,000円(10時間保育)	0円		
			44,000円(9時間半保育)	0円		
			43,000円(9時間保育)	0円		
			42,000円(8時間半保育)	0円		
11		市町村民税所得割額397,000円以上	48,000円(11時間保育)	0円	42,000円	0円
			47,000円(10時間半保育)	0円		
			46,000円(10時間保育)	0円		
			45,000円(9時間半保育)	0円		
			44,000円(9時間保育)	0円		
			43,000円(8時間半保育)	0円		

《備考》

- 1 この表の「3歳」とは、入所児童が入所した日の属する年度の初日における年齢をいう。
- 2 階層区分の認定は、第3階層から第11階層までについては地方税法第292条第1項第2号に規定する市町村民税所得割額の合計額とし、所得割額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。
- 3 この表において「保育標準時間」とは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育必要量の認定を、「保育短時間」とは同項の規定による1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の保育必要量の認定をいう。
- 4 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所等し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前の乳幼

児(以下「保育所等に入所している子ども」という。)が、同一世帯に2人以上いる場合は、保育所等に入所している子どものうち、その出生の最も早い者から順次に数えて第2番目の3号認定子どもに係る保育料等は、この表に定める保育料等の額に2分の1を乗じて得た額(10円未満の端数は切り捨てる。)とし、第3番目以降の3号認定子どもに係る保育料等は、この表の規定にかかわらず0円とする。

- 5 上記4の規定にかかわらず、教育・保育認定保護者等の属する世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満の場合、その保護者と生計を一にする子どものうち、その出生の最も早い者から順次に数えて第2番目の3号認定子どもに係る保育料等は、この表に定める保育料等の額に2分の1を乗じて得た額(10円未満の端数は切り捨てる。)とし、第3番目以降の3号認定子どもに係る保育料等は、この表の規定にかかわらず0円とする。
- 6 ひとり親世帯等に属する入所児童のうち、支給認定保護者等の属する世帯の市町村民税所得割額が77,101円未満の場合、この表の保育料にかかわらず次の表のとおりとする。

町立保育所保育料(特定地域型保育事業-保育認定保護者：2、3号認定)ひとり親世帯等

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分			月額			
			保育標準時間		保育短時間	
階層区分	定義		3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上
1a	第1階層を	被保護世帯等	0円	0円	0円	0円
2a	除き、当該年度の4月	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
3a	分から8月分までの保育料等の算定にあっては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの保育料等の算定にあっては	市町村民税所得割額24,300円未満	4,500円(11時間保育)	0円	3,300円	0円
			4,300円(10時間半保育)	0円		
			4,100円(10時間保育)	0円		
			3,900円(9時間半保育)	0円		
			3,700円(9時間保育)	0円		
			3,500円(8時間)	0円		

4a	当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割額48,600円未満	半保育)			
			6,000円(11時間保育)	0円	4,800円	0円
			5,800円(10時間半保育)	0円		
			5,600円(10時間保育)	0円		
			5,400円(9時間半保育)	0円		
			5,200円(9時間保育)	0円		
			5,000円(8時間半保育)	0円		
5a		市町村民税所得割額72,800円未満	7,500円(11時間保育)	0円		
			7,250円(10時間半保育)	0円		
			7,000円(10時間保育)	0円		
			6,750円(9時間半保育)	0円		
			6,500円(9時間保育)	0円		
			6,250円(8時間半保育)	0円		
			6a		市町村民税所得割額77,101円未満	9,000円(11時間保育)
8,750円(10時間半保育)	0円					
8,500円(10時間保育)	0円					
8,250円(9時間半保育)	0円					

			半保育)		
			8,000円(9時間 保育)		0円
			7,750円(8時間 半保育)		0円

《備考》

- 1 この表の「3歳」とは、入所児童が入所した日の属する年度の初日における年齢をいう。
- 2 階層区分の認定は、第3a階層から第6a階層までについては地方税法第292条第1項第2号に規定する市町村民税所得割額の合計額とし、所得割額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。
- 3 この表において「保育標準時間」とは子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育必要量の認定を、「保育短時間」とは同項の規定による1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の保育必要量の認定をいう。
- 4 教育・保育給付認定保護者等と生計を一にする子どものうち、その出生の最も早い者から順次に数えて第2番目以降の3号認定子どもに係る保育料等は、この表の規定にかかわらず0円とする。